

No.412

研究所通信



●ホームページアドレス <http://blhrrri.org>

部落解放・人権研究所 創立50周年記念座談会・レセプション開催!!

6月21日(木)、大阪市港区のアートホテル大阪ベイタワーにて、定時総会の開催に続き、創立50周年記念座談会とレセプションを開催しました。当日ご参加いただいたみなさまをはじめ、50周年の道のりを支えてくださった多くのみなさまに感謝申し上げます。



研究所創立時の理事7名、監事2名の方々へ感謝状と記念品を贈呈しました。すでに故人となられた方にはご家族の方にご列席いただきました。



歴代役員による座談会では、それぞれの時代の課題や実績が紹介され、今後の役割についても熱い期待が寄せられました。



レセプションは奥田代表理事、50周年プロジェクト座長の大賀正行名誉理事の挨拶、来賓挨拶に続き、谷口真由美理事の乾杯の音頭で和やかにすみました。

もくじ

研究所50周年を祝う/武者小路公秀さん(IMADR)・	2	世人大35回総会&人権啓発DVD上映・	10
理事就任にあたって/柄川忠一理事	4	ハンセン病市民学会総会・交流集会in沖縄報告	11
同和行政アンケート結果明らかに	5	水俣病慰霊祭「認定制度」を問う	12
部落差別解消推進法政策立案検討会議開催	6	IMADR30周年総会&記念シンポジウム報告	13
2018年度第1回理事会・総会報告	7	リレーエッセイ	14
マスコミ人権懇話会・企業啓発講座要綱	8	参加者募集/事務局便り	15
解放大学、東京講座受講生募集	9		

部落解放・人権研究所50周年を祝う

反差別国際運動 (IMADR) 共同代表理事
武者小路 公 秀



部落解放・人権研究所(以下「研究所」と略称)の設立50周年は、私がお手伝いしている反差別国際運動の30周年の年と重なっています。いま、反差別国際運動の今後の活動の方向性の示唆になる世界の人権思想について考える場所を、研究所元所長の友永健三先生のお計らいによって、マイノリティ研究会で提供していただいています。その意味で、反差別国際運動の今後の活動は、研究所の研究活動の蓄積によって支えられることとなります。このことは、反差別国際運動が、これまでの30年におよぶ研究所からの思想的な影響を、今後も受け続けるであろうことを予定しているように思えます。その意味で、30周年を迎えた反差別国際運動から研究所の50周年をお祝いすることは、未来に向けての両団体の協力体制の拡張をお願いすることでもあると思います。このように両団体は深いご縁に結ばれているのです。

しかし、ここで書かせていただきたいのは、そのような反差別国際運動という国連NGOと、研究所という実践を裏付ける科学的、知的な営みとの関係についてではなく、もっと私的な感謝の気持ちを打ち明けることです。私的な思い出を記しながら、未来への大きな可能性を模索しています。

私が研究所に最初にお世話になったのは、30年前、国連大学の副学長を14年間勤め終えて、60歳の定年をむかえたころでした。私が国連大学で、「社会発展・人間発展」の諸問題について国際的な共同研究を進めていた中で、当時、文化人類学の研究分野の問題としてしか捉えていなかった「先住民族の文化」について、メキシコのロドルフォ・スタヴェンハーゲン先生が、今後必ず世界の注目の中心になると言っていたグローバルな生態環境問題についての、近代工業文明にはない豊かな感性に支えられた先住民族の文明についての研究プロジェクトを完結して、その膨大な資料がのこっていたのです。

その資料の保存について、丁度、反差別国際運動を立ち上げることでご相談に来られた友永先生にお話ししました。先生のご提案が、私のそれ以来の研究所からのさまざまな「学び」の出発点になったのです。先生は、研究所でマイノリティ研究をすることで、部落解放運動の国際的な位置づけをするために、マイノリティ研究会を立ち上げる話がで

ているので、これに先住民族の研究をふくめようというお話をされました。これがきっかけで、私はマイノリティ研究会に関係することになりました。

その時、私は研究所のさまざまな研究について全く無知だったことを、今さらながら反省しています。先住民族研究をきっかけにして研究所にお近づきになりましたが、その後、水平社宣言のこと、それから被差別部落史のことに関する研究所の研究が、私にとって「目から鱗」がおちるような、大変な思想的な大転換を可能にしてくれました。それまで柳田国男中心の日本史にひたりきっていたところを、そこから網野史学に親しむことができたのは、この不思議なご縁の結果でした。

網野史学への開眼は、私にとって、反差別国際運動での仕事の思想的な基盤になりました。それは、網野さんの日本史が、研究所の史学という形で私を捕らえてしまったおかげでした。研究所の史学は、解放同盟の史学、水平社の史学です。研究所の皆様は説明するのは、「釈迦に説法」になりかねませんが、私にとっては大変大事な視座の拡張でした。国連大学では非西欧世界の研究者から、非西欧からみた人権の普遍主義をどう自分のクニの自分の歴史の中での活動の「内発的な根拠」にできるかが、非西欧での人権理論の最も重要な問題だということを教えられました。差別の原因になっている側面もちながら、自分のクニで、差別との闘いを支えてきた「内発的」な正義感、倫理観、「世直し」への情熱の源こそが、非西欧の反差別運動の一番大事な視点であることを国連大学で学びました。スタベンハーゲンさんたちの先住民族の知恵への関心は、植民地化された先住民族の内発的な思想への尊敬に支えられていたのです。

そういう予備知識があったおかげで、研究所の皆様の被差別部落の歴史へのコダワリは、本当に「目から鱗」の体験でした。水平社宣言のなかの「産業の殉教者」ということばの重み、世間の暗さと冷たさ、いたわられることへの耐えられない怒り、すべての先住民族も感じてきた、「外発的な人権」には残念ながら期待できない「世直し」への動機付け、熱と光に満ちた未来の世界への模索の闘いのエネルギーを、私は学び取る立場で、この30年間、研究所の皆様からいろいろ教えられてきました。

そのことについての感謝とともに、今後とも皆様の御研究に学ばせていただくことへの期待をこめて、このお祝いの拙文を閉じます。

理事就任にあたって

理事 柄川 忠一



このたび(2018年6月21日)、総会により一般社団法人部落解放・人権研究所の理事に就任しました大阪同和・人権問題企業連絡会の柄川忠一と申します。微力ではございますが、全力で職務を全うしていく所存でございますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

本年は部落解放・人権研究所創立50周年という大変意義ある年であります。また、世界人権宣言が採択されてから70年という大きな節目の年でもあり、このようなタイミングで理事に就任させていただいたことに、責任の重さと職務の重要性をひしひしと感じているところです。

さて、私が所属しております大阪同和・人権問題企業連絡会(以下、大阪同企連と表記します)では、同和問題をはじめとするさまざまな差別の解消に向け、「人権を尊重する企業づくり」に取り組むとともに、企業の立場から「人権が確立された社会の実現」をめざして、関係諸団体のみなさまのご支援ご協力を賜りながら、これまで活動を展開してまいりました。おかげさまで本年2月には設立40年を迎え、5月末現在で138企業が会員として活動しています。

そして、大阪同企連を通じて活動する会員企業の担当者は、全員が部落解放・人権研究所が主催しております部落解放・人権大学講座の修了生であり、人権尊重についてさまざまな活動を進めるための基盤となる学びや、人権尊重の仲間づくり、また人権啓発研究集会をはじめとする、部落差別の解消や人権尊重に関する最新の情報、状況について理解を深める研修など、部落解放・人権研究所の事業により、貴重な学びや体験をさせていただいているところです。

このように、部落解放・人権研究所の各種事業は、大阪同企連の諸活動を進めていくうえで欠くことのできない、重要なものとなっています。

国内においては2016年に、「部落差別解消推進法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」の差別解消三法が施行されました。こうした法律の周知・啓発はもとより、平和と人権を守り、差別のない社会の実現に向けてより一層の具体的な取り組みが求められていると考えております。加えて、「ビジネスと人権」あるいは「SDGs」への取り組みも重要なテーマとして注視されているところでもあります。

このようなことを踏まえながら、部落解放・人権研究所の理事として、力の限り努力してまいります。

同和行政アンケート結果明らかになる! 担当不在が5分の1

「部落差別解消推進法」施行をふまえて部落解放・人権研究所が全国の自治体(1,778団体)を対象に「自治体における同和行政に関するアンケート調査」を実施した結果がまとまった。回答自治体は43道府県、1,358市区町村で回答率は78.4%。

調査の結果、5分の1の自治体で同和行政を所管する部署がないこと、同和教育にいたっては3分の1の自治体で所管する部局がない実態が明らかになった。

さらに5割を超える自治体が「人権教育に関する基本計画」を策定しておらず、約6割の自治体で「人権啓発に関する基本計画」を策定していないことがわかった。

部落差別の実態調査について「実施しない」と回答した自治体が約半数にのぼった。

7割の自治体で部落差別事件を集約・分析していないこと、5割を超える自治体がインターネット上で深刻化する部落差別の相談窓口を持っていないことが明らかになった。

また4分の1の自治体で部落差別の解消やあらゆる差別の解消を目的とした条例を制定しており、57の自治体で部落差別解消推進法の施行をふまえた新たな条例の制定や既存の条例の改正を検討していることがわかった。

隣保館を設置していると回答した自治体の3割で、生活困窮者自立支援法の取り組みと隣保館の取り組みの連携がなされていることもわかった。

部落解放同盟の県連組織の有無別に結果を分析すると、同和問題を所管する部署がない自治体の格差は約7倍、同和教育を所管する部署がない自治体の格差は約6倍、部落問題・同和問題をテーマにした職員研修の実施についても約3倍の格差があった。

「地対財特法」失効から15年、部落差別解消のための行政の取り組みは大きく後退するとともに、自治体における格差を拡大させてきた。部落差別解消推進法第3条の2では「地方公共団体は(中略)その地域の实情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする」ことが規定されている。部落解放・人権政策確立要求実行委員会の活動として部落差別解消推進法の具体化へむけた窓口をすべての自治体に設置いただくよう要請を実施してもらいたい。

(谷川 雅彦)

※アンケートの結果の概要は以下の研究所ウェブサイトからダウンロードできます。
http://www.blhri.org/topics/topics_shosai.php?topics_no=698

「部落差別解消推進法具体化に向けた政策立案検討会議」を開催

部落差別解消推進法が2016年12月に施行されましたが、本法を受けた具体的な取組についてはまだまだ進んでいない状況にあります。全国の自治体を対象として、当所が2017年度に実施した「自治体における同和行政に関するアンケート」の結果をみても、そのことは明らかです。

そこで、当所では、部落差別解消推進法の具体化に向けた課題整理と政策立案を目的として、第4研究部門「差別禁止法の調査研究」(内田博文・部門長)と第6研究部門「部落差別の調査研究」(北口末広・部門長)との共催で、政策立案検討会議を5～7月に全3回の予定で開催することにしました。

「政策要望のとりまとめの論点」「市民の

部落差別意識の実態把握」「ネット上の部落差別の実態把握」「部落差別解消に必要な教育」「部落差別解消に必要な啓発」「部落差別に関する相談」「部落差別に関する被害者救済」といったテーマで、各報告者に論点を整理して報告してもらい、それぞれの取組の具体化に向けた方策について参加者間で検討していきます。5月に開催した、第一回目の会議には、部落解放同盟各府県連関係者、研究所関係者等20名以上が参加し、議論を尽くしました。

全3回の検討会議における報告・議論の内容をふまえたうえで、部落差別解消推進法の具体化に向けた政策立案をとりまとめます。とりまとめ次第、その中身については随時報告いたします。

(棚田 洋平)

新 刊 案 内

「ネット上の部落差別と今後の課題 —「部落差別解消推進法」をふまえて—

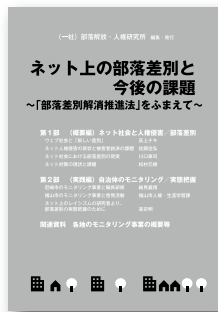
一般社団法人部落解放・人権研究所 編集・発行

第1部 (概要編) ネット社会と人権侵害／部落差別
荻上チキ(評論家) 佐藤佳弘(情報文化総合研究所代表取締役) 川口泰司((一社)山口県人権啓発センター事務局長) 松村元樹((公財)反差別・人権研究所みえ事務局長)

第2部 (実践編) 自治体のモニタリング／実態把握
福山市人権・生涯学習課 細見義博(NPO法人スマイルひろば事務局長) 高史明(神奈川大学非常勤講師)

関連資料 各地のモニタリング事業の概要等

頒価1,000円(研究所会員800円) * 税・送料別
申込先 研究所販売部 (TEL 06-6581-8619)



2018年度第1回理事会および総会報告

去る2018年5月9日(火)に、2018年度第1回の理事会が開催されました。理事会で提案、承認された事業報告の概要のみ以下ご紹介いたします。

(1) 調査・研究事業では『差別禁止法制定を求める当事者の声』シリーズの第1回目から第9回目をとりまとめた総集編を『被差別マイノリティのいま 差別禁止法制定を求める当事者の声』として解放出版社より刊行しました。

また、2017年度より新たに立ち上げた「部落差別の調査研究」では全国の自治体を対象としてアンケート調査を実施し、約8割の自治体から回答があり、その結果について集約・分析してきました。

(2) 人権人材育成事業については、大阪で第112期「部落解放・人権大学講座」を今年度も1期制で開講、85人が受講し、全員が修了されました。東京では第30回「人権啓発東京講座」を開講、37人が受講し、36人が修了されました。

人権教育啓発事業については、第42回部落解放・人権西日本夏期講座(6/22～23、宮崎市、2,954人)、第48回部落解放・人権夏期講座(8/23～25、高野山、1,313人)、第38回人権・同和問題企業啓発講座(9/27、11/13、大阪市、1,925人)、第32回人権啓発研究集会(1/11～12、神戸市、3,435人)の実行委員会事務局を務め講座成功に向けて取り組んできました。

その他、理事会で確認・承認された議案および2018年度事業計画(案)などが、6月21日に開催された第7回総会にて提案・審議され、会員の皆様にご承認いただきました。ご参加、ご協力ありがとうございました。(佐藤 晃司)

井上理事、お疲れ様でした

6月21日開催の第7回総会でもって井上龍生理事が退任されました。井上さんは大阪同和・人権問題企業連絡会理事長を5年間務められ、そのご縁で研究所理事にも就任いただきました。企業の視点を持ちつつ、時に優しく、時に厳しく、ご指導を賜り、研究所の発展に大いに貢献をしてくださいました。

この場を借りて感謝申し上げますと共に、今後ますますのご活躍を祈念いたします。



第8回人権マスコミ懇話会を開催 6月7日 AIAIおおさか

マスコミ関係者と部落解放運動関係者が人権問題をともに学び、交流する機会として、第8回目となる「人権マスコミ懇話会」を行い、43人の関係者が参加しました。今回は「財務省セクハラ問題を受けて」と題して、当研究所理事で、大阪国際大学准教授の谷口真由美さんより講演いただきました。セクハラの実態や法的に義務づけられた対策など、基本的な事柄やさまざまな事例などを交え、谷口さんならではの熱のこもった魅力あるお話ぶりで問題提起をいただきました。

財務省の事務次官による女性記者へのセクハラ事件を受けて、「メディアにおけるセクハラを考える会」を立ち上げ、マスコミ関係者などにSNSで呼びかけて実施した調査の結果についても紹介がありました。情報を発信する立場のメディア業界そのものが直面しているセクハラ問題の一端を垣間見たようでした。

谷口さんは、今こそ「#MeToo」ムーブメントが日本でも広まるように、そうでなければ Time's up になってしまう、と締めくくりました。(川本 和弘)

第39回人権・同和問題企業啓発講座開催要綱

第1部 2018年10月10日(水) 10:00~16:15

第2部 2018年11月20日(火) 10:00~16:15

会場 大阪国際会議場(グランキューブ大阪)メインホール
大阪市北区中之島5-3-51

参加費 各日 4,000円(資料代・税込)

※開催要綱は、研究所ホームページに掲載しています。
※オンラインショップでもお申し込みいただけます。

第1部 10月10日

10:00 開会行事

10:15 「民主主義社会を脅かすフェイクニュース問題への警鐘」 松谷創一郎さん(ライター、リサーチャー)

13:00 「恋愛・結婚における部落差別～相談を受けてきた立場から」
大賀喜子さん(特定非営利活動法人あわじ寺子屋 理事長)

14:45 「“見た目”採用は、いつまで続く!?～『見た目問題』から考える、企業人としての外見」
外川浩子さん(NPO法人マイフェイス・マイスタイル 代表)

第2部 11月20日

10:00 開会行事

10:15 「セクハラがどうしてもわからない人にもわかるハラスメント講座 ～#MeTooはあなたのそばにも」
牟田和恵さん(大阪大学大学院人間科学研究科 教授)

13:00 「LGBTの職場における課題～全ての人々が豊かに働く職場づくりをめざして」
薬師実芳さん(特定非営利活動法人ReBit 代表理事)

14:45 「職場のメンタルヘルスとハラスメント～現状と課題」 田中健吾さん(大阪経済大学経営学部 教授)

2018年度の解放大学講座・東京講座

受講生
募集中

◇解放大学第113・114期

「出会い・発見・感動」をキーワードに、部落差別をはじめとする人権問題の解決に取り組むリーダー人材の育成を目的に取り組む部落解放・人権大学講座(解放大学)を2018年度も開講します。

1974年の第1期開講以来、396団体、5,281人もの方々にご受講いただいた解放大学も今年で44年目を迎えます。

過去2年間の1期開講の反省点を踏まえ、今年度は第113期と114期の2期での開講とし、途中一部講座を合同で受講いただく形態にしています。期間は8月末(または9月上旬)から翌年3月中旬まで、全24日間です。

2018年度
2018年12月発行の
部落差別解消推進法について学びます。

部落解放・人権
大学講座

43年の歴史の上に、396団体、5,281人の受講実績。

2018年度	2019年度	受講料
第113期 8月30日	3月20日	248,400円
第114期 9月5日	3月19日	

主催：一般社団法人 部落解放・人権研究所 ●協力：部落解放・人権大学講座運営委員会

◇第31回人権啓発東京講座

第31回 2018年度
人権啓発東京講座

【主催】一般社団法人 部落解放・人権研究所
【協賛】部落解放・人権大学講座運営委員会
【講師】松谷創一郎さん(ライター、リサーチャー)
大賀喜子さん(特定非営利活動法人あわじ寺子屋 理事長)
外川浩子さん(NPO法人マイフェイス・マイスタイル 代表)
牟田和恵さん(大阪大学大学院人間科学研究科 教授)
薬師実芳さん(特定非営利活動法人ReBit 代表理事)
田中健吾さん(大阪経済大学経営学部 教授)

「もしかして、あなたの人権感覚はズレてる？
21世紀は「人権の世紀」です。今一度、あなたの人権感覚をみがいてみませんか？」

そんな呼びかけではじまる東京講座は様々な人権問題をとりあげている基礎講座です。各分野の第一線で活躍している23名の人権スペシャリストたちの講義は、問題の基本を押さえつつ、最先端の話を伺うことができる貴重な経験です。3カ所のフィールドワークやワークショップ、グループディスカッションを通して問題意識を深めていきます。

10月4日開講、11月22日までの全12日間です。

※両講座とも、写真の開催要綱は研究所ホームページに掲載しています。

世界人権宣言大阪連絡会議 第35回総会&記念講演「憲法改正論議にむけて」

4月25日、大阪人権博物館・リパティホールにて世界人権宣言大阪連絡会議の総会が開催されました。2018年は大阪連絡会議にとって第35回総会開催、世界人権宣言が国連で採択されて70周年にもあたる節目の年です。

総会では森実代表幹事より「新自由主義という競争によって良いものが生まれるのか、競争で勝つ残ったものが良いものとされるのか、記念講演のテーマである憲法の問題も含め、いろんな方と議論できれば」という挨拶を経て、2017年度の活動・決算報告および2018年度の活動方針・予算案などが提案・了承されました。

記念講演では「憲法改正論議にむけて～世界人権宣言の基本理念を具体化するために」をテーマに法政大学の金子匡良さんが現在の改憲論議の問題点や、世界人権宣言と現行憲法、自民党改憲草案の人権条項を比較しながら、改憲草案では人権と平和の結びつきに関する認識が消失し、人権の制限を意図した規定が多く、立憲主義的な性格を希薄化させている問題を指摘されました。さらに、市民による憲法の実践が立憲主義を救うことを訴えられました。

大阪連絡会議作成、人権啓発DVD作品上映！！

総会の後半には連絡会議が作成した人権啓発DVD「ともに生きる私たちの未来『部落差別解消推進法』がめざすもの」の上映が行われました。この作品は2017年度の新規事業として作成されたもので、2016年に施行された部落差別解消法の普及を目的としています。

作品は法律制定の背景にあるネット社会における部落差別行為や人権侵害の深刻化を告発するとともに、被差別部落にルーツがあることを誇りに持ち、部落差別をなくすためにチャレンジする若者達の姿と差別解消を推進するものとしての法律の具体化を訴えています。

参加者アンケートでは「とても良い作品だった」「部落問題をわかりやすく伝えており、研修で使いやすい」と、好意的な意見を多く頂きました。ぜひ多くの方に観ていただきたいと思います。(今井貴美江)

*申込みは連絡会議事務局まで。

TEL&FAX06-6581-8705 E-mail:udhr@blhrri.org



人権啓発DVD
「ともに生きる私たちの未来『部落差別解消推進法』がめざすもの」
カラー作品 38分 字幕入り ミニ解説書付き
DVD版/10,000円 フルレー版/12,000円
制作・著作・販売 世界人権宣言大阪連絡会議

参加報告 ハンセン病市民学会第14回総会・交流集会in沖縄

5月19日、20日に開催された第14回ハンセン病市民学会総会・交流集会のテーマは、「みるく世向かてい～差別に屈しない」。沖縄の言葉で「差別のない、平和で豊かな世界に向かって」という意味をもつそうです。

交流集会では、沖縄におけるハンセン病隔離政策の特徴や、療養所の現状、そしてハンセン病家族訴訟について、弁護士や研究者、当事者など様々な立場からの報告をうけました。

第二次世界大戦以前、ハンセン病は伝染する恐ろしい病である、として住民に危機意識を煽り、徹底した差別意識を植え付ける「無らい県運動」が推進されました。沖縄では、療養所などが建設されず、国が放置したことで、ハンセン病に対する偏見と患者・家族に対する排除・迫害を顕著なものにする結果となりました。戦中・戦後も、日本軍や米軍統治の下で、隔離政策が強化され、差別と偏見が一層、強化されるに至りました。

一方で、沖縄では、辺野古での新基地建設反対運動などに象徴されるように、米軍基地が集中している現状があります。全体会のリレートークでは、ハンセン病問題における「放置」の歴史と、現在の日本政府などによる基地問題への対応が概括されました。ハンセン病問題と基地問題に共通するものとして、国民

の不安をあおり、社会的マイノリティに特別の負担・犠牲を強いる社会構造があり、その根底には、ハンセン病患者、沖縄県民に「特別の犠牲」を強いることに何ら痛痒を感じない差別意識が潜んでいるとして、沖縄で基地問題に取り組む当事者や戦争体験者などからも意見表明がありました。また、沖縄の回復者からは「腹の底から怒りを覚える」とのことばがありました。

ハンセン病家族訴訟は、568人の原告のうち、40%が沖縄在住。原告のうち実名を名乗っている人は1桁にすぎない現実。一昨年、30代の沖縄の原告が、母のハンセン病歴を理由に離婚となった現実。夜に行われたレセプションでも、ハンセン病患者の家族が置かれてきた壮絶な現実を、叫びに似た訴えで語る当事者が印象的でした。

市民学会の調査によると、療養所入所者などハンセン病問題について体験を語れる入所者は39人。退所者は16人。ハンセン病の歴史と現実を体験として語る当事者が確実に少なくなっています。

ハンセン病家族訴訟が問う、国の責任と、差別・排除を行った社会の責任を明らかにする闘いは、非常に重要な意味を持っており、多くを学び積極的に支援していく必要があると痛感しています。

(「差別禁止法研究会」事務局 南田 敬)

水俣病公式確認62年 解決を遅らせる「認定制度」を問う

5月1日は水俣病公式確認の日、今年で62年目を迎える。その前日、水俣市公民館で「水俣病認定制度を問う集い」（水俣病被害者・支援者連絡会主催）が開催された。

水俣病問題が解決しない原因は「水俣病認定制度」にあると言っても過言ではない。加害企業であるチッソ、そして国や県の認定基準と被害の実態が大きく乖離している。認定を求める被害者はやむなく司法による救済を求め過酷な闘いを強いられた。現行認定制度は関西訴訟、溝口訴訟、Fさん訴訟によって破綻してきたが政府はこの事実を真摯に受け止めない。

そしてまたしても昨年11月、新潟水俣病認定棄却処分取り消しを求めた裁判で東京高裁は、原告全員の棄却処分を取り消し、水俣病として認定するよう命じる判決を下し、新潟市は上告せず判決は確定した。

司法の判断を政府が無視する中、水俣病犠牲者慰霊式の後、加害企業チッソの社長は「水俣病の被害者救済は終わっている」と発言した（後日、発言を撤回したが）。断じて許すことはできない。政府は認定制度を見直し、不知火海沿岸住民（出身者を含む）の健康調査・環境調査を実施し被害の全容を明らかにするべきである。

（谷川 雅彦）

「国際人権規約連続学習会講演録2017」

世界人権宣言大阪連絡会議 編集・発行

2017年に開催した学習会が1冊の本にまとまっています

講師一覧（掲載順：敬称略）

谷川 雅彦（（一社）部落解放・人権研究所所長） 広野 ゆい（NPO法人DDAC（発達障害をもつ大人の会）代表） 木原早智子（コスモス成年後見サポートセンター大阪府支部支部長） 丹羽 雅雄（弁護士） 家根谷敦子（明石市議会議員） 北口 末広（近畿大学人権問題研究所主任教授） 桑子 博行（違法情報等対応連絡会主催） 五石 敬路（大阪市立大学大学院創造都市研究科准教授） 林 学（大阪朝鮮学園総務部長・学園保護者） 川崎 哲（核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）国際運営委員） 熊谷晋一郎（東京大学先端科学技術研究センター准教授） 石橋 学（神奈川新聞社デジタル編集委員） 片岡 明幸（部落解放同盟中央執行副委員長）

頒価1,000円（税込み）送料別 *2015年、2016年版もございます。



報告

IMADR 30周年 総会と記念シンポジウム 「差別撤廃に向けて 一国連と市民社会」

6月6日、東京神田の全電通労働会館で反差別国際運動（IMADR）の第30回総会と30周年記念シンポジウムが開催された。小雨が降る中、全国から会場いっぱいの人が集まった。

総会では共同代表の武者小路公秀さんが「IMADRは世界中の被差別の人と連帯することを大切にしてきた。これまでも、これからも、水平社宣言に込められた普遍的メッセージに基づき、活動を進めていく」と挨拶を行った。

研究所は、IMADRの設立に積極的に取り組み、その後も国際部（～2008年度）・研究部を中心に、連携して事業に取り組んできた。もう1人の共同代表、ニマルカ・フェルナンドさんがさまざまな団体・関係者への感謝を述べられる中、研究所がアジアのさまざまなマイノリティの研究に取り組んできたことへの感謝も述べてくださった。

スライドを交えた2017年度報告のあと、2018年度の方針としてダリット・部落差別の撤廃、人種差別撤廃とマイノリティ・先住民族の権利確立、30周年関連事業などが提案・採択された。

午後のシンポジウムでは、元国連人種差別撤廃委員会委員のアナスタシア・クリックリーさんが「世界の人種差別と課題—国連審査から見えてきたこと」をテーマに講演を行った。そこでは「世界人権宣言

70周年となる現在、差別を煽る政治家への支持やアイデンティティへの差別が広がるなど、人権の後退が見られる」と危機感を語られた。世界中で、移民による社会への貢献の無視、権利の尊重より義務を果たせといった感情がはびこっていることへ懸念を示した。日本に対する懸念としても、人種差別の定義や差別に関する統計的なデータがないこと、ヘイトスピーチやさまざまなマイノリティの存在などをあげられた。そして、差別の防止・予防といった研修の必要性、差別的な制度を改めること、なにより差別撤廃のために闘うツールを使って、差別に対する私たちの怒りを改革につなげていかななくてはならない、平和で公正な世界をめざすための連帯を、と訴えられた。

後半は、事務局次長の金子マーティンさんから「『ジプシー研究』とロマ研究」、特別研究員の熊本理抄さんから「ダリット女性と部落女性」、会員の宮下萌さんから「ヘイトスピーチ」といった、今後IMADRが取り組むべき課題についての提案があり、最後は再びニマルカさんから「IMADRがアジアの国際人権NGOをリードしてきたことを誇りに思う、次の50周年に向けてさらにエンパワーしていく」と力強いメッセージが届けられた。

（今井貴美江）



縦の糸と横の糸

研究所に机を置いて7月で5年目を迎える。研究所は大阪の部落問題に限られたといっても過言でない私の問題意識や活動範囲を大きく広げてくれた。そして研究所に来て取り組んだ差別禁止法の調査研究の対象となった様々な社会的差別の現場へ足を運び、出会った当事者等からの学びや刺激は、啓発講座や集会でお世話になった全国の部落解放運動の関係者からの学びや刺激と重なって私自身の部落問題や部落解放運動に対する認識や考え方に大きな影響を与えた。差別撤廃に取り組む当事者等との出会いの中で感じたことに、「差別の縦割り」とも言うべき問題がある。社会的差別の当事者同士のつながりが弱いのではないかということだ。こうして始まった「差別禁止法の制定を求める当事者の集い」はそれぞれの差別の現実や課題を情報交換し、差別禁止法の実現へむけた意見交換が行える場となってきている。研究所創立50年をふまえ「差別禁止法の制定を求める当事者の集い」をベースに社会的差別の現実を把握し、社会変革への提案を行えるようなプラットフォームをめざしたい。

マイノリティのプラットフォームが横の糸とすれば、縦の糸は部落問題研究の人材育成だと思う。研究所に来て驚いたことのひとつに部落問題を研究する研究者があまり

にも少ないというか、ほとんどいないという現実がある。2016年、関西圏の大学・短期大学を対象に研究所が実施したアンケート（詳細は『部落解放研究』No.206「大学における同和問題・人権問題の取り組みに関するアンケート」若槻健論文参照）では、開講科目に同和問題・人権問題があると回答した関西圏の大学・短期大学等は回答があった150校の約6割（91校）で、そのうち部落問題、同和問題という名前がつく一般科目があると回答した大学はわずか10校であった。「地対財特法」失効後、義務教育において同和教育の取り組みが大きく後退してきていることに加えてこれまで義務教育と比較してその不十分さを指摘されてきた高校や大学における同和教育はさらに後退してきているのではないだろうか。部落差別の調査研究に取り組む人材の育成に取り組むことはこれからの研究所の重要な課題である。毎日新聞の論説委員である野澤和弘さんが東京大学の学生を対象に障害者問題のゼミを開講（詳しくは『障害者のリアル×東大生のリアル』（ぶどう社）参照）しているし、DPI日本会議は政策立案のできる障害当事者の育成をめざして2年間の政策プロジェクトをスタートさせた。研究所も負けてられない。

参加者募集!! 2018.7~10 研究所カレンダー

- 7/12 モニタリング団体ネットワーク会議 @HRCビル4階研修室
第1部 モニタリング事業の現状と課題
香川県人権・同和政策課／三田市人権推進課
第2部 ネットと若者～鳥取ループ裁判の意見書をもとに～
阿久澤麻理子さん(大阪市立大学人権問題研究センター教員)
- 7/25 第407回国際人権規約連続学習会 @HRCビル5階ホール
「女性記者達が問う日本の性差別」
林美子さん(メディアで働く女性ネットワーク代表世話人)
- 7/28-29 第24回全国部落史研究大会 @東京都墨田区
- 8/ 8 大相撲の「女人禁制」をかんがえるシンポジウム(仮) @HRCビル5階ホール
谷口真由美さん(大阪国際大学准教授) 源淳子さん(世界人権問題研究センター嘱託)
佐々木基文さん(高野山真言宗社会人権局局长) 中川智子さん(宝塚市長)
- 8/22-24 第49回部落解放・人権夏期講座 @高野山大学
- 8/30 第113期部落解放・人権大学講座開講式(～3/20) @HRCビル4階研修室
- 9/ 5 第114期部落解放・人権大学講座開講式(～3/19) @HRCビル4階研修室
- 9/27 第408回国際人権規約連続学習会 @HRCビル5階ホール
「『カミングアウト』と向き合う」砂川秀樹さん(文化人類学者)
- 10/ 4 第31回人権啓発東京講座開講式(～11/22) @松本治一郎記念会館ほか
- 10/10 第39回人権・同和問題企業啓発講座 第1部 @大阪国際会議場メインホール

研究所50周年記念 大賀正行 連続学習会 @HRCビル4階研修室

部落解放・人権研究所名誉理事の大賀正行さんがこれだけは後生に伝えたいと、その人生と運動を語ってくださる、必聴の講座です。

- 7/7(土) 第1回「生い立ち編」 9/29(土) 第3回「研究・理論」
8/4(土) 第2回「闘争・実践編」編 10/13(土) 第4回「総括・提言編」
いずれも 午後2～4時



この間、ハンセン病や障害・疾病であることを理由に、子どもを産み・育てる権利を奪われた当事者の方々の訴えをきく機会があった。

不妊手術や断種・墮胎が、優生政策という大義名分のもと公的に実施されていたという事実。そして、それを支持していた一人ひとりの「私(市民)」の存在。今、長年の「沈黙」を破り、その被害を「声」にする当事者たち。それらの「声」にいかに応えるか。今の「私」が問われている。(TY)

部落解放・人権研究所とは・・・

「一般社団法人 部落解放・人権研究所」は、部落差別をはじめ一切の差別撤廃をめざした部落解放運動の中で生まれた政策研究機関です。国内外の差別や人権問題の解決に役立つ調査研究事業、人権人材育成事業、人権教育啓発事業、情報発信事業等に取り組んでいます。

入会案内

部落解放・人権研究所は、研究活動に賛同し、参加して下さる会員（個人会員）を募集しています。会員（個人会員）には「A会員」、「B会員」、「学生会員」があります。

「A 会員」 年会費 10,000 円

特 典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』12冊
『研究所通信』4回

「B 会員」 年会費 7,000 円

特 典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』2冊
『研究所通信』4回

「学生会員」 年会費 3,500 円

特 典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』2冊
『研究所通信』4回

また、研究活動を支えて下さる賛助会員も募集しています。

「賛助会員」 年会費 50,000 円

特 典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』12冊
『研究所通信』、『全国のあいつぐ差別事件』他



研究所通信 412号 2018年7月1日(奇数月1日発行)

発行所 (一社) 部落解放・人権研究所

編集発行人 奥田 均

〒552-0001 大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階

TEL(総務部) 06-6581-8530

(調査・研究部) 06-6581-8572

(啓発企画部) 06-6581-8576

FAX 06-6581-8540

URL <http://blhri.org>

定価 100円 (送料込: 会員は会費に含む)

振替口座 大阪 00910-7-96112